

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第7号。以下「規程」という。）第5条第1項の指定を受けた奈良市企業局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が、規程第8条各号の規定による指定工事事業者の指定の取消し及び規程第9条の規定による指定工事事業者の指定の効力の停止（以下、これらを「指定の取消し等」という。）の処分の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、水道法（昭和32年法律第177号）、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）及び規程において使用する用語の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 奈良市企業局給排水課長（以下「給排水課長」という。）は、指定工事事業者が規程第8条各号に該当する違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行う。

2 給排水課長は、前項の調査において指定工事事業者による違反行為の事実を確認したときは、直ちに当該指定工事事業者に違反行為を是正するよう指導する。

3 給排水課長は、当該指定工事事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（第1号様式）を作成する。

(文書等による注意)

第4条 給排水課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要であると認めるときは、指定工事事業者に対し、嚴重注意通知書（第2号様式）による注意又は警告通知書（第3号様式）による警告を行うことができる。

(行政処分)

第5条 給排水課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等が必要と認められるときは、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事事業者審査委員会」という。）開催の可否について、意見を具申することができる。

(意見陳述の手続等)

第6条 管理者は、前条の報告を受け、当該違反が違反内容のうち指定取消し等の処分に該当すると認めるときは、指定工事事業者審査委員会の開催に先立ち、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）に定める不利益処分についての弁明の機会の付与又は意見陳述のための聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与に当たっては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、給排水課長が主宰する。

5 給排水課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書を作成し、管理者に報告するものとする。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、奈良市行政手続条例及び奈良市企業局聴聞等の手続に関する規程（平成11年奈良市水道局管理規程第10号）に定めるところによる。

(指定の取消し等の決定)

第7条 指定の取消し等の決定については、前条の手続を経て指定工事事業者審査委員会を招集し、水道技術管理者その他委員の意見又は説明を求め、その審査結果を基に管理者が行う。

2 規程第9条に規定する「しん酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 違反行為が故意でなく、悪質でもなく、及びその損害が軽微と認められる場合

(2) その他、管理者が特に認めた場合

(処分の通知等)

第8条 管理者は、指定の取消し等を行うときは、指定工事業業者に不利益処分通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 管理者は、指定の取消し等を行う場合には、規程第10条の規定に基づき公示を行わなければならない。

(処分後の給水装置工事の施行)

第9条 指定工事業者は、指定停止又は指定取消しの処分を受けた時点において、未竣工の給水装置工事（以下「工事」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、その工事に限り施行することができる。また、処分の期間中は、新たな工事の申込みの受

付を行わない。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 管理者は、水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第11条 この要綱に定める違反行為に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、違反行為の処分等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	違反内容	規程の該当条項	処分内容
指定要件違反	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	第 5 条第 1 号	指定取消し
	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき	第 5 条第 2 号	指定取消し
	3 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき	第 5 条第 3 号ア	指定取消し
	4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき	第 5 条第 3 号イ	指定取消し
	5 指定を取消され、その取消の日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき	第 5 条第 3 号ウ	指定取消し
	6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき	第 5 条第 3 号エ	
	(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき		指定停止 6 月
	(2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき		指定停止 6 月
	(3) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死亡者を出したとき		指定停止 3 月
	(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に重傷者を出し、又は損害を与えたとき		指定停止 2 月

	(5) 施工上の安全管理を怠り、従業員に死亡者を出したとき		指定停止 2 月
	(6) 施工上の安全管理を怠り、従業員に重傷者を出したとき		指定停止 1 月
	(7) 研修機会の確保をしなかったとき		文書注意
	(8) 文書注意に従わないとき		文書警告
	(9) 文書警告に従わないとき		指定停止 3 月
	(10) その他の違反行為(主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)		指定停止 6 月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき	第 1 2 条第 1 項、第 2 項、第 3 項	指定取消し
	2 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	第 1 2 条第 4 項	指定停止 3 月
届出義務違反	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき	第 7 条第 1 項、第 2 項	指定取消し
	2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき若しくは虚偽の届出をしたとき	第 7 条第 3 項	指定取消し
事業の運営基準違反	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しないとき	第 1 3 条第 1 号	口頭注意
	2 配水管から分岐して給水管を設	第 1 3 条第 2 号	指定停止 2 月

	ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき		
	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき	第13条第3号	指定停止6月
	4 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	第13条第5号ア	指定停止6月
	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	第13条第5号イ	指定停止3月
	6 指名した給水装置工事主任技術者に施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	第13条第6号	指定停止3月
工事施行に関する義務違反	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち	第16条	指定停止3月

	会わせないとき		
	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき	第17条	指定停止3月
	3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	第8条第8号	指定停止6月
不正申請	1 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき	第8条第1号	指定取消し

第1号様式（第3条関係）

違反行為調査兼報告書			
奈良市公営企業管理者		年 月 日	課長
給水装置の状況	施工場所		
	所有者又は使用者	住所	
		氏名	
	給水の種類		
	給水方式		
	水栓番号		有（番号 ）・無
メータ		有（番号 ）・無	
違反行為の状況	発見年月日		
	発見の経緯		
	調査年月日		
	工事依頼人	住所	
		氏名	
	工事施行者	指定工事事業者名	
		主任技術者	
		違反行為を施行した日又は期間	
違反行為の内容			
違反行為該当条項 （処分基準参照）	違反項目		
	関係法令		
指導の状況	是正指導の方法・内容		
	是正指導後の当事者の対応		（てん末書の提出 有・無）

第2号様式（第4条関係）

嚴重注意通知書	
第 年 月 日 号	
奈良市公営企業管理者	
奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり嚴重に注意することを通知します。	
発見年月日	年 月 日
違反項目	
違反内容	
嚴重注意事項	速やかに是正されない場合は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱に基づいて嚴重に処分します。

第3号様式（第4条関係）

警告通知書	
第 年 月 日 号	
奈良市公営企業管理者	
奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり警告することを通知します。	
発見年月日	年 月 日
違反項目	
違反行為の内容	
警告事項	期限 年 月 日 期限までには是正されない場合は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程及び奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱に基づいて厳正に処分します。

第 4 号様式（第 8 条関係）

不利益処分通知書	
第 年 月 日 第 年 月 日	
奈良市公営企業管理者	
あなたに対する不利益処分を下記のとおり決定しましたので奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。	
処分内容 (該当する処分を丸で囲む)	指定の取消し 指定の停止 年 月 日から 年 月 日まで
根拠となる法令等の条項	
処 分 の 理 由	

(備考)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、奈良市公営企業管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、奈良市公営企業管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。